

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 庁内連携体制の確立

本計画を推進するためには、特定の部局だけでなく、市長以下庁内全ての職員が男女共同参画の意識を持つとともに、庁内の横断的な連携強化を図り、効果的に取組みを進めていく必要があります。そのため、庁内各課に対して本計画の周知を図るとともに、各課の連携のもと、計画に位置づけた各施策について毎年度進捗確認を行っていくものとします。

また、男女共同参画行政を推進するために設置された『名護市男女共同参画推進本部』については、施策の推進・総合的な調整機能を最大限に発揮していくことができるよう、定期的な開催を図ります。

### 2. 男女共同参画審議会との連携

男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査審議する機関として設置された『男女共同参画審議会』の定期的な開催を図り、庁内各課による本計画の進捗状況の報告を行います。また、取組みの成果や課題を踏まえ、効果的な実施方策について審議会で検討を深め、市長への提言を図ります。

### 3. 市民への周知及び女性ネット等との協働

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき項目はあらゆる分野にわたっているため、行政だけでは限界があり、市民一人ひとりの主体的な意識改革や活動、事業者や各種団体の参画が求められます。そのため、広く本計画の周知を図り、市民との協働のもと本計画の推進を図ります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組みの中心的存在であり、実働を担っている『名護市女性ネットワーク協議会(女性ネット)』について、更なる連携強化を図り、各種取組みを積極的に推進していきます。

### 4. 関係機関等との連携

男女共同参画社会の実現に向け、沖縄県をはじめ、沖縄県男女共同参画センター、北部配偶者暴力相談支援センター、公共職業安定所(ハローワーク)等の諸機関・組織等との連携を図り、本計画を効果的・効率的に推進します。